

国水環防第 32 号
平成 30 年 3 月 30 日

各都道府県水防担当部（局）長 殿

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課長

要配慮者利用施設の避難確保計画作成に係る講習会プロジェクト
を通じた取組促進について（通知）

平素より、水防行政の推進にご高配賜りお礼申し上げます。

洪水浸水想定区域内にあり、市町村の地域防災計画に記載された要配慮者利用施設においては、水防法に基づき避難確保計画の作成が義務づけられているところであり、施設における計画の作成が進むよう各市町村において取り組みを加速していただく必要があります。

このため、国土交通省では、施設管理者等に対して計画作成上のポイントや作業の進め方等を解説し、各施設における計画作成上の課題や取組を共有することで、実効性のある計画作成を促進する取組として「講習会プロジェクト」を立ち上げ、三重県及び津市と連携し、昨年試行したところです。

今般、各市町村において同様の取組が図れるよう、試行した結果を「避難確保計画作成に係る講習会の企画調整・運営マニュアル」として取りまとめ、別添のとおり国土交通省 Web ページに掲載しました。

については、要配慮者利用施設における効果的・効率的な計画作成を図るための方策として、本マニュアルを管内市町村へ周知いただくとともに、本方策の活用等により、各施設における計画作成が促進されるよう取り計らい願います。

なお、市町村において講習会プロジェクトを実施する際には、貴都道府県をはじめ、河川管理者等の関係者の協力が得られるよう、大規模氾濫減災協議会なども活用し、市町村への支援をお願いします。

【問い合わせ先】

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室

課長補佐 小川（内線 35439）

津波水防係長 大山（内線 35457）

T E L : 03-5253-8111（代表） F A X : 03-5253-1603

(別添)

「避難確保計画作成に係る講習会の企画調整・運営マニュアル」掲載場所

- ・ 国土交通省ホームページ
 - 「政策情報・分野別一覧」中の「水管理・国土保全」
 - 「防災」
 - 「防災」中の「災害から身を守るために事前に知っておくべき知識」中の「自衛水防（地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場での対策等）」
 - 「要配慮者利用施設の浸水対策」

URL :

<http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>

- ・ 掲載内容：
 - 避難確保計画作成に係る講習会の企画調整・運営マニュアル
 - 参考資料（三重県津市における講習会資料）